

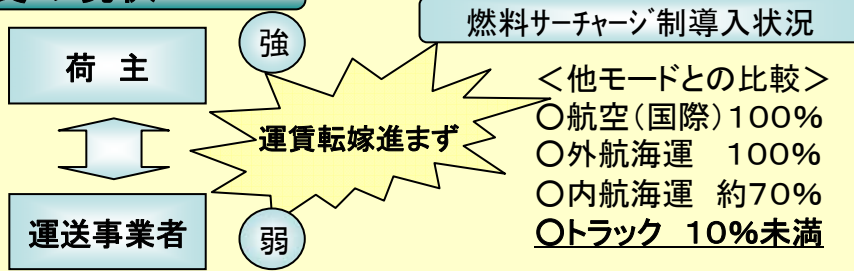
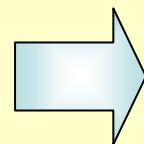
軽油価格高騰に対処するための
トラック運送業に対する緊急措置について
(参考資料)

トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入促進

トラック運送業の運賃の現状

平成15年度に比べ、平成19年12月には軽油価格が約44円/ℓ上昇(約69%上昇)し、業界全体で約7,100億円の費用負担増が発生
 ※軽油価格1円/リットル上昇あたりの業界負担費用は約160億円

燃料価格変動によるコストの増加分を運賃へ反映する仕組みが必要



燃料サーチャージ制導入状況

<他モードとの比較>
 ○航空(国際) 100%
 ○外航海運 100%
 ○内航海運 約70%
 ○トラック 10%未満

燃料サーチャージ制の導入が必要

燃料サーチャージガイドライン

燃料サーチャージ: 燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度

現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用する。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化した場合にはこれを廃止する。

【燃料サーチャージを導入する場合の設定方法】

1. 基準となる燃料価格の設定
 燃料サーチャージが燃料価格の変動幅を基に算出することから、変動前の燃料価格等を基準価格として設定

2. 燃料サーチャージの改定の設定
 燃料価格は短期間に変動することからある一定の軽油価格帯を設定し、その価格帯における算出上の上昇額を設定する。

3. 燃料サーチャージ額の算出
 距離制貸切運賃に対応した燃料サーチャージ額の算出例
燃料サーチャージ額
 =キロ程(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格(円/L)

キロ程	車種 燃費	4トン車 〇〇km/L	10トン車 〇〇km/L
10kmまで		〇〇円	〇〇円
20km		〇〇円	〇〇円
30km		〇〇円	〇〇円
40km		〇〇円	〇〇円
50km		〇〇円	〇〇円

下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法物流特殊指定について

下請代金支払遅延等防止法

○同業種間の取引

○禁止事項・義務

禁止事項 ・買ったたきの禁止

- ・代金減額の禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・支払代金の支払遅延の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更及びやり直し
- ・割引困難な手形の交付の禁止 等

義務

- ・書面の交付義務
- ・書類の作成・保存義務
- ・下請代金の支払期日を定める義務
- ・遅延利息の支払義務

○下請法の改正(平成16年4月)により トラック運送業を追加

- #### ○課題
- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 違反事例のうちトラック事業は高い割合
勧告 | 11件中3件(18年度) |
| その他の違反 | 484件中165件
(18年度) |

独占禁止法 物流特殊指定

○異業種間の取引

○禁止事項

- ・通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること
- ・特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのにあらかじめ定めた代金の額を減じること
- ・正当な理由がある場合を除き、自己の指定するものを強制購入させ、又は役務を強制して利用させること
- ・特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと
- ・自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること 等

○独禁法上の特殊指定(平成16年4月)により トラック運送業を追加

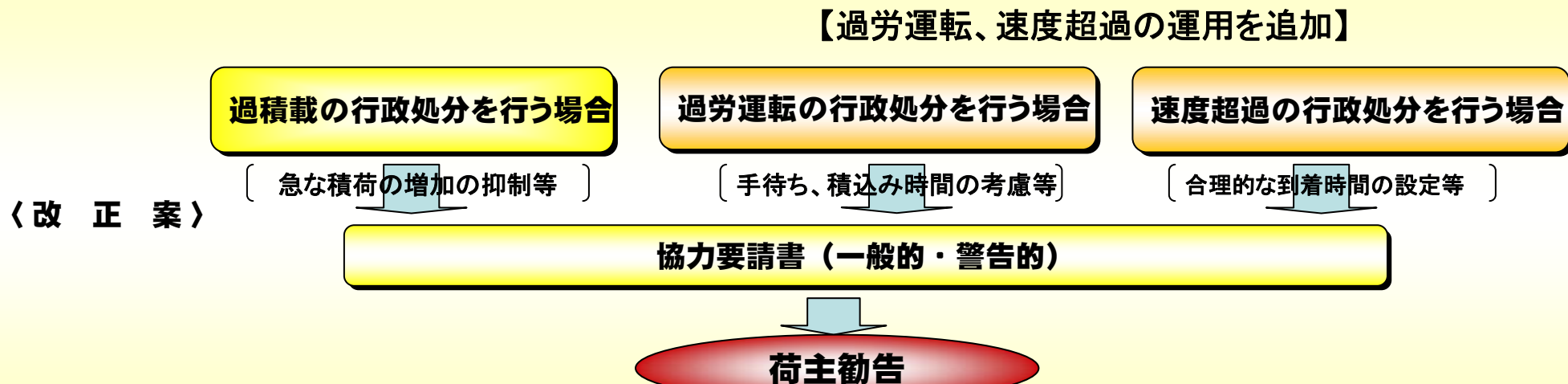
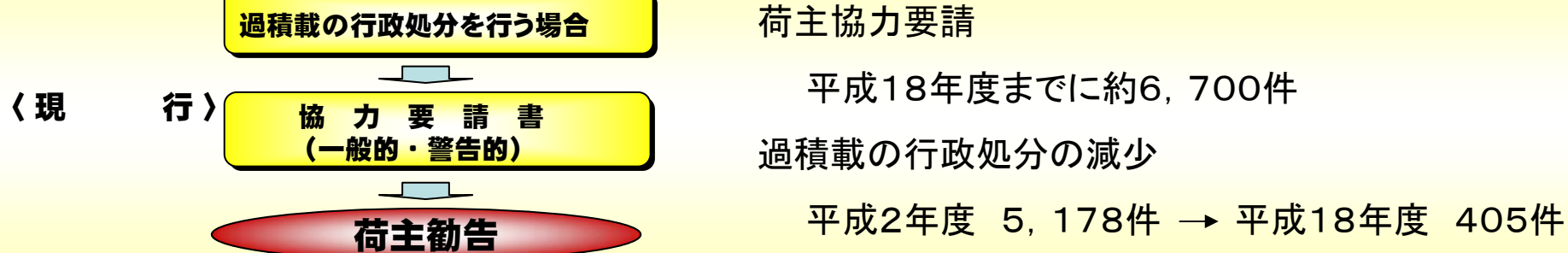
- #### ○課題
- 問題事例の確認は困難
(荷主との力関係が影響)

荷主勧告制度の運用の拡充について

安全運行パートナーシップガイドライン(平成19年5月25日とりまとめ)

荷主の行動がトラック事業者の安全を阻害するケース

・急な貨物の増量の依頼 ・積込み、荷卸し作業の増加 ・恒常的な手待ち時間の発生



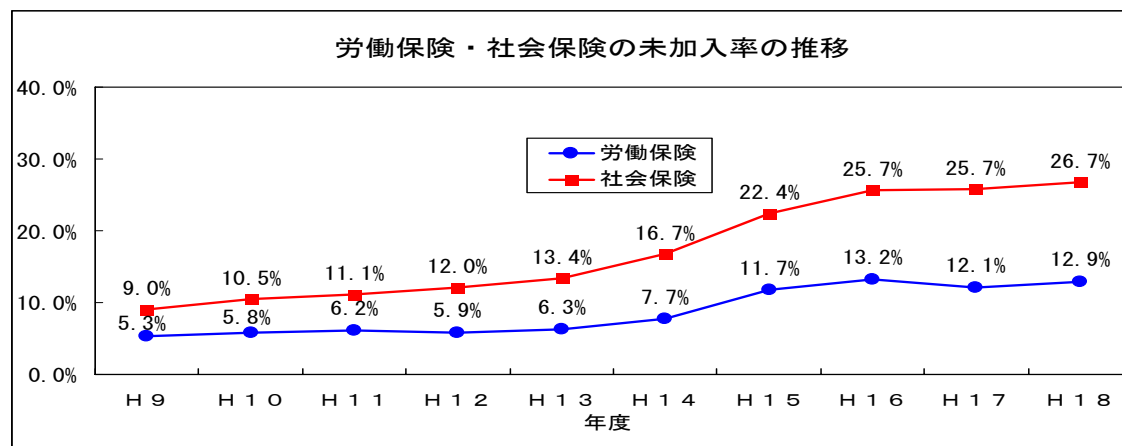
社会保険等未加入事業者への行政処分等の導入(案)

- ・規制緩和に伴う競争の激化
- ・軽油価格の高騰、安全・環境対策の強化



社会保険等未加入により、必要経費削減、不適正に運送原価の引き下げ

不健全な競争状態



※ 本表における未加入とは、巡回指導に入った事業所において把握した数

【現行】

社会保険等未加入の事実を把握した際、運輸支局から社会保険事務局、労働局に通報 → 実効性に課題

【改正案】

貨物自動車運送事業法に基づく措置の強化

行政処分の実施

新規事業者に対する対応

事業許可の基準及び条件に社会保険等への加入を追加

→ 事業許可には社会保険等の加入が必要

既存事業者に対する対応

法令根拠(違反項目) 法第25条第2項の違反として運用

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の

健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない。

→ 社会保険等に参加していなければ行政処分が課される。